

(案)

名護市地域公共交通協議会規約

(目的)

第 1 条 名護市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を名護市港一丁目 1 番 1 号名護市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する協議に関すること
- (5) 名護市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第 4 条 協議会は、会長 1 名、副会長 1 名及び委員をもって組織する。

(協議会の委員)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 名護市副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局長が指名する者
- (4) 沖縄県の公共交通を担当する部署の長
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(案)

- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (11) 住民又は利用者を代表する者
- (12) 前各号に掲げるもののほか協議会が必要と認める者
(会長及び副会長)

第 6 条 会長は、名護市副市長とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面等による会議)

第 8 条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における会議についてこれを準用する。この場合において、前条第 2 項中「出席」を「書面等により意思表示」に読み替える。

(協議結果の尊重義務)

第 9 条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 10 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 11 条 第 3 条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

(案)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、名護市交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第 14 条 協議会に監査委員を 1 名置き、会長が別に定める。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償は、名護市条例の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年条例第 51 号）に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第 17 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。